

議案第 76 号

鯖江市印鑑条例および鯖江市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について

鯖江市印鑑条例および鯖江市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、印鑑登録業務における本人確認の運用方法を変更するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第　　号

鯖江市印鑑条例および鯖江市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する 条例

(鯖江市印鑑条例の一部改正)

第1条 鯖江市印鑑条例（平成9年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「暗証として入力する4桁のアラビア数字」を「電子署名等に係る
地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）

第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「利用者証
明用電子証明書」という。）に係る暗証番号」に改める。

第15条中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法
律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用」を削
る。

(鯖江市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年鯖江市条例第23号）の
一部を次のように改正する。

第4条第3項中「もしくは」を「または」に改め、「または暗証番号の変更」を削
る。

附　則

この条例は、令和8年1月13日から施行する。